

総合評価基準書

1 はじめに

本基準書は、「高齢者向け健康ポイントアプリ等に係る設計・開発業務」の調達に係る受託者選定のための審査・評価方法を定めたものである。

2 評価実施要領

以下のとおり評価を行う。

- ① 評価委員会において提案者から提出された提案書類について、別添1『総合評価項目一覧』により審査・評価を行う。
- ② 審査の結果については、遅滞なく参加者に通知する。

3 総合評価の方法

入札価格及び提案内容を基に、下表の配分のとおり価格評価点及び技術評価点を算出し、その合計点数を総合評価点とする「加算方式」とする。

価格評価点（入札価格に対する得点）と技術評価点の得点配分は、下記のとおりとし、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ただし、技術評価点について、採点結果が300点に満たない場合は「失格」とする。なお、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、「技術評価点」が高いものを落札者とする。「技術評価点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。

総合評価点	価格評価点の配分	技術評価点の配分
1000 点満点	250 点満点	750 点満点

4 価格評価点の評価方法

提出された入札書について、以下のとおり評価を行う。

- ① 入札価格（税抜）に当該金額の10%に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した額は、本市が定める予定価格（税込）以下であること。なお、入札価格（税抜）に当該金額の10%に相当する額を加算した金額が予定価格を超える場合は「失格」とする。
- ② 価格評価点は下記のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の得点配分 (250 点)} \\ \times (1 - (\text{入札価格} + \text{入札価格の 10\%に相当する額}) / \text{評価基準額})$$

※ 採点の計算結果について、小数点以下は切り捨てとする。

5 技術評価点の評価方法

技術評価点は、以下の評価方法に従って審査・評価を行う。

- ① 提出書類について、別紙1『提案書作成要領』の記載事項を満たしていることが確認できない場合は、当該提案書を「失格」とする場合があります、「失格」の場合はその後の評価を行わない。
- ② 提案書の記載内容について、別添1『総合評価項目一覧』の「評価区分」において「必須」とした項目について、一つでも評価基準を満たしていない場合は、当該提案書を「失格」とし、その後の評価は行わない。必須項目を全て満たしたものについては「合格」とする。必須項目の確認に当たっては、本市からの質問に対する回答等で根拠、実現方法等が不明確である場合も「失格」とする場合があります。
- ③ 上記で「合格」とした提案書については、別添1『総合評価項目一覧』の「評価区分」において「加点」とした項目に対し、以下の表1～3に示す採点基準に従って採点する。各加点項目の点数は、評価委員会における最高点と最低点のデータを除外し、平均点（小数点以下切り捨て）を算出する。算出した各加点項目の合計を技術評価点（最大750点）とする。
- ④ 提案書の内容に対して、疑義がある場合は、本市から提案者に対して質問を行い、提案者からの回答を以って提案内容の訂正とみなした上で、評価する場合があります。

ア 加点項目の採点方法

提案書の内容について、以下に示す採点基準に従って採点し又は失格とする。

表1 加点項目の採点基準（重要・一般）

評価	採点基準	得点	
		重要	一般
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	50	30
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	30	20

(別記)

C	具体性及び実効性があると認められ、標準的に評価できるもの。	20	10
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるもの、又はやや劣るもの。	10	5
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないもの、又は特に劣るもの。	0	0

イ 機能要件の採点方法

(ア) 「必須 (-)」(基礎点)

別添2『機能要件対応表』の項目のうち、必須機能(-)の68項目について、対応が全て「○」であり、かつ要件に対して適合性が高い場合は、評価をAとし、基礎点として40点を与える。ただし、適合性が低い、代替運用が必要となる等、対応が「△」となる項目については、以下のとおり採点基準に従って、評価基準を分類し、基礎点からの減点又は失格とする。ただし、基礎点が0点となった場合、それ以上の減点を行わない。

表2 機能要件(「必須(-)」)に対する採点基準

評価	採点基準	減点 (機能要件単位)
B	要件に対して適合性が低い、又は別の機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できるもの。	-10
失格	実装可否が「×」のもの、要件に対して適合性がない、又は提案されている別の機能等による代替運用が本市として許容できないもの。	失格

(イ) 「必須(重要度高)」要件の採点方法(基礎点)

別添2『機能要件対応表』の「必須(重要度高)」項目(49項目)について、対応が全て「○」であり、かつ要件に対して適合性が高い場合は、評価をAとし、基礎点として80点を与える。ただし、適合性が低い、代替運用が必要となる等、対応が「△」となる項目については、以下のとおり採点基準に従って、評価基準を分類し、基礎点からの減点又は失格とする。ただし、基礎点が0点となった場合、それ以上の減点を行わない。

表3 機能要件(説明要)に対する採点基準

評価	採点基準	仮配点 (機能要件単位)
----	------	-----------------

(別記)

B	要件に対して適合性が低い、又は別の機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できるもの。	-20
失格	実装可否が「×」のもの、要件に対して適合性がない、又は提案されている別の機能等による代替運用が本市として許容できないもの。	失格

(ウ) 「任意」要件の採点方法（加点）

別添2『機能要件対応表』の「任意」項目(6項目)の機能要件について、以下に示す採点基準に従って採点する。

表4 機能要件（任意）に対する採点基準

評価	採点基準	仮配点 (機能要件単位)
A	要件に対して適合性が高く、説明資料等により提案内容の実現性、妥当性が確認できるもの。	5
B	要件に対して適合性が低い、又は別の機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できるもの。	3
C	実装可否が「×」のもの、要件に対して適合性がない、又は提案されている別の機能等による代替運用等が本市として許容できないもの。	0

機能要件（任意）に係る評価点＝

機能要件（任意）に係る得点配分(20点) × (仮配点の採点合計／仮配点の満点(30点))

※ 採点の計算結果について、小数点以下は切り捨てとする。

(エ) 説明「要」の採点方法（加点）

様式5『機能要件対応表』の説明「要」項目(12項目)の機能要件については、以下に示す採点基準に従って各項目の加点をする。

ただし、説明「要」のうち別添2『機能要件対応表』N0.107、108(計2項目)

(別記)

についてはユーザビリティに関する項目として、NO. 109, 110 (計 2 項目) についてはデザインに関する項目として、それぞれまとめて 1 項目として採点を行う。

表 5 機能要件 (説明「要」) の採点基準

評価	採点基準	得点
		一般
A	特に優れているもの。	50
B	優れているもの。	30
C	標準的に評価できるもの。	20
D	部分的に評価できるもの、又はやや劣るもの。	10
E	評価できないもの、又は特に劣るもの。	0

機能要件 (説明「要」) に係る評価点 = 機能要件 (説明「要」) に係る得点配分 240 点) × (仮配点の採点合計 / 仮配点の満点 500 点)

※ 評価点の計算結果について、小数点以下は切り捨てとする。